配慮の基本

１　相手の人格を尊重し、相手の立場に立ってサービスを提供します。

　１．相手の立場に立って、「明るく」「ていねいに」わかりやすい対応を心がけます。

　２．まず、障がいのある利用者本人に直接話し、必要に応じて家族等と話し合います。

　３．利用者本人や家族の意思を尊重することが大切です。介護者の思い込みを押し付けることは、適切な支援ではありません。

２　プライバシーに配慮します。

　介護者には、仕事を通して知り得た情報について守秘義務があります。何気ない世間話などで話題にすることも絶対にしてはいけません。

３　コミュニケーションを大切にします。

　１．コミュニケーションが難しいと思われる場合でも、「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」相手の意思を確認し、信頼感のもてるサービス提供を心がけます。

　２．必要に応じたコミュニケーション手段（手話、筆談、ルビ版文書による説明など）に配慮します。

４　不快な言葉は使いません。

　１．差別的な言葉はもちろん、不快に感じられる言葉や子ども扱いした言葉は使いません。

　２．障がいがあるからといって、ことさら特別扱いした言葉は使いません。

５　介護に直接携わる方だけでなく、高齢障がい者等に接する人たち全員が、配慮ある対応に取り組みます。